明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務四二）　一

〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務一八四）　七

〔官庁報告〕
官庁事項
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委七二～七四）　一六
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委四四、四五）　一六
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委四三、四四）　二〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三三
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
厚生労働省共済組合定款の一部変更、中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本中央競馬会令和四事業年度決算等、型式適合認定、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三四
地方公共団体
特定空家等の除却命令関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四一

省令

○総務省令第四十二号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十七日

総務大臣　松本　剛明